

単 価 契 約 書 (案)

愛媛県研修所 (以下「甲」という) と (以下「乙」という) とは、愛媛県研修所・愛媛農協学園へのA重油供給について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(契約物品)

第1条 乙は、甲に対し、1L当たり 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) の単価でA重油 (1種2号) の供給をするものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第3条

(納入場所)

第4条 契約物品の納入場所は、次のとおりとする。

松山市東野四丁目乙225番地 愛媛県研修所・愛媛農協学園 屋外タンク (容量1.95kL)

(納入方法)

第5条 乙は、甲の発注に基づき、指定する日時に、指定数量の契約物品を甲の立会のうえ屋外タンクに納入し、納品書を甲に提出するものとする。

(品質検査)

第6条 乙が納入する石油製品の品質等について、甲が必要と認めたときは、乙は、甲の立会のもとに、試験検査に応じなければならない。この場合に要する費用の一切は、すべて乙の負担とする。

(対価の支払方法)

第7条 乙は、毎月前月中に納入した物品について、契約単価に1か月分の全納入数量を乗じて得た金額を甲に請求するものとする。

2 この場合において、金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 甲は、正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、第7条第3項の支払期限内に対価を支払うことができないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて、支払義務額に対し、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）による率を乗じた額を支払遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(権利の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された物品が品質及び規格に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納入期限の延長)

第11条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(物品の納入遅延)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかつたときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約単価に延滞物品の数量を乗じた額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があつたとき。
- (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 甲が契約物品を使用した結果引き続いて使用することが適当でないと認めたとき、又は、甲が契約物品の品質検査を行いその結果が基準に達しない品質であることを発見したとき。
- (5) 前4号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第15条 甲は、乙がこの契約を履行しないときは、履行しなくなった日の属する月の前月までに納入した当年度取引量に相当する代価を、その取引期間の月数で除して得た1か月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として乙から徴収できるものとする。

2 前項の場合において、1か月未満の端数はこれを1か月として計算する。

(契約単価の変更)

第16条 契約期間内において、経済情勢の変動その他の状況により市場価格に著しい変動があり、契約単価が不相当と認められるに至った場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。ただし、変更予定日の2週間前までに甲乙いずれかが申し出ることとする。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要の都度甲乙協議のうえ定めることとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 松山市東野四丁目乙225番地
愛媛県研修所
所長

乙